

指 第 4 1 1 号

令和 7 年 8 月 1 5 日

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

倉敷市長 伊 東 香 織

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の算定について（通知）

指定居宅介護支援事業所においては、毎年度 2 回、特定事業所集中減算の算定手続きが必要となります。

つきましては、令和 7 年度前期分について記載要領を確認のうえ書類を作成し、算定の結果、割合が 8 0 %を超えた場合は、正当な理由の有無にかかわらず、次のとおり必要書類を提出してください。

記

1 提出対象事業所

算定の結果、いずれかのサービスについて 8 0 %を超えた事業所

2 提出書類

【別紙】特定事業所集中減算の取扱いについて「3 提出書類」に該当する書類（1 部）

3 提出期限・提出方法

提出期限：令和 7 年 9 月 1 5 日（月）

提出方法：メール、郵送、持参 （※郵送・持参の場合は、令和 7 年 9 月 1 2 日（金）必着）

4 その他

提出のあった事業所については、減算の適否を後日通知します。

なお、8 0 %を超えるに至ったことについての「正当な理由」は、事業所からの書類提出後、市において個別に判断することとしており、報告された理由を不相当と判断した場合は、特定事業所集中減算が適用されることとなります。

〒710-8565 倉敷市西中新田 640

倉敷市指導監査課

[TEL:086-426-3297](tel:086-426-3297) FAX:086-426-3921

[Mail:audiwlf@city.kurashiki.okayama.jp](mailto:audiwlf@city.kurashiki.okayama.jp)

【別紙】**特定事業所集中減算の取扱いについて****1 判定期間及び減算適用期間**

	判定期間	減算適用期間
令和7年度 前期	令和7年3月1日～ 令和7年8月31日	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日

2 提出対象事業所

算定の結果、いずれかのサービスについて80%を超えた事業所

※ 80%を超えない場合についても、当該書類を作成し、各事業所において5年間保存しておく必要があります。

3 提出書類

提出書類	提出する事業所
特定事業所集中減算に係る届出書（様式1）	算定の結果、いずれかのサービスについて80%を超えた事業所
特定事業所集中減算に係る再計算書（様式2） 確認書等提出一覧表（様式3）	紹介率最高法人の占める割合が80%を超えているが、「記載要領」7の正当な理由⑤～⑦に該当する事業所
該当者のアセスメント及び居宅サービス計画の写し	紹介率最高法人の占める割合が80%を超えているが、「記載要領」7の正当な理由⑥に該当する事業所
サービスの質が高いことにより事業所を選択したことの確認書（参考様式1）	紹介率最高法人の占める割合が80%を超えているが、「記載要領」7の正当な理由⑤に該当する事業所
居宅サービス事業所の選択に係る確認書（参考様式2）	紹介率最高法人の占める割合が80%を超えているが、「記載要領」7の正当な理由⑦に該当する事業所
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	新規に減算が適用される事業所又は減算が適用されなくなる事業所

※倉敷市ホームページに「記載要領」、「記入例」を掲載しておりますので、参考にしてください。また、届出様式等も掲載しておりますので、ダウンロードして使用してください。

＜倉敷市ホームページアドレス＞

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp>

トップページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 介護サービス事業所等申請・届出・お知らせ（事業者向け） > 各種お知らせ > 指導監査課からのお知らせ > 【令和 7 年度前期分】居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の算定について（ページ番号：1020786）

4 注意事項

正当な理由について、要件を形式的に満たした場合であっても、市が実施する運営指導等により、サービス提供の実態がいわゆる「囲い込み」と判断された場合には、減算の対象とします。

また、記載内容に不正又は偽りがあった場合は、居宅介護支援費の請求について不正又は虚偽の報告があったものとして、介護保険法第84条の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消すことがあります。